

さいたま市納税コールセンター業務 質問回答書

下記のとおり回答します。（類似した質問はまとめてある場合があります）

No	質問	回答
1	競争入札参加資格において、(7)令和元年度以降債権の回収に係る納付呼びかけ業務、若しくはコールセンター運営業務について、国、人口30万人以上の地方公共団体又はそれらと同等規模の独立行政法人との契約実績があり、契約書の写し又は業務完了検査済証の写しを提出できる者であること。とあるが、再委託での実績若しくはグループ会社全体の実績を含めてもよいか。	令和元年度以降債権の回収に係る納付呼びかけ業務、若しくはコールセンター運営業務について、国、人口30万人以上の地方公共団体又はそれらと同等規模の独立行政法人との直接の契約実績がある業者のみが対象となります。